

「避難行動要支援者登録制度」のご案内

島本町では、災害発生時に町や地域の支援機関が協力し、要介護高齢者や重度障害者などの避難支援などを円滑におこなえるよう、支援が必要な方の情報を事前に登録し、地域の支援機関と共有する「避難行動要支援者登録制度」を平成28年度から開始しています。

対象となる方は、制度の趣旨をご理解のうえ、登録手続きをお願いします。

制度の概要

災害時に自力避難が困難で、支援を必要とする方（避難行動要支援者）を町で事前に登録し、本人の同意を得て、地域の支援機関（避難支援等関係者＝自主防災会・自治会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・警察機関）と情報共有することで、避難計画の作成、災害時の安否確認や避難支援などに役立て、災害時の被害を減らそうとするものです。

＊「裏面」の参考資料もご覧ください。

登録対象者

→町内に居住する在宅の方で、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険の認定で[要支援1・2または要介護1・2]と認定されている方
- ② 介護保険の認定で[要介護3・4・5]と認定されている方
- ③ 身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹機能障害、脳性まひ等による運動機能障害の場合は3級）をお持ちの方
- ④ 療育手帳Aをお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑥ その他、災害時に自力での避難が困難で、支援を希望する方
（ 難病患者、慢性疾患児、妊婦のいる世帯、2歳未満の乳幼児のいる世帯
外国人のみの世帯 など ）

※町外に居住している方、長期間入所・入院している方は対象外となります。

申請手続き

「避難行動要支援者登録申請書兼同意書」にご記入いただき、下記の窓口まで郵送または持参にて提出願います。

< 申請・問合せ先 >

〒618-8570（住所記載不要）

島本町役場 福祉推進課（役場2階②9番窓口・電話 962-7460・fax962-5652）

※制度全般、防災対策・計画に関することは、危機管理室（電話 962-0380・fax962-5156）まで

＜登録・支援の手順＞

- ① 町に「登録申請書兼同意書」を提出
- ② 町で情報を登録
- ③ 情報提供に同意された方の情報について、地域の支援機関（避難支援等関係者）（自主防災会・自治会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・警察機関）と情報を共有
→必要な情報（①氏名、②住所、③生年月日、④性別、⑤連絡先、⑥支援が必要な事由）のみ提供
※町は、個人情報の保管や取扱いなどを定めた「協定書」を支援機関と締結した上で、情報の提供を行います。（協定を締結していない自治会などの地域の支援機関には、情報は提供しません）
- ④ 各支援機関において、災害時等の支援に活用

平常時には… 災害時に備えた状況把握、訓練の呼びかけ、個別の避難計画作成などに活用

災害時には… 安否確認や避難誘導などの支援活動に活用

※情報提供の同意がない方については、事前に避難支援等関係者との情報共有は行わず、平常時は町のみが情報を管理します。ただし、災害発生時または災害発生の恐れがある場合には、生命や身体を守るため、避難支援等関係者に情報提供を行う場合があります。

＜登録制度についてのQ&A＞

Q：なぜこのような制度を実施するのですか？

- 災害時に、要介護高齢者や重度障害者などの避難誘導や安否確認に役立てるためです。
- 東日本大震災を契機として災害対策基本法が改正され、全ての市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成等が義務付けられています。島本町でもこの法律に基づき、登録制度を開始するものです。

Q：登録（同意）したら、災害時に必ず支援してもらえますか？

- 登録（情報提供同意）により、災害時に地域の支援機関から避難誘導などの支援を受けられる可能性は高まりますが、災害時に必ず支援を行うことを保証するものではありません。

Q：提供した情報が悪用されませんか？

- 登録した情報は、町で厳重に管理されます。
- また、同意を得て地域の支援機関に提供される場合も、あらかじめ町と支援機関で、情報管理や取扱いについて協定を締結し、適正な管理体制を確保した上で情報を提供します。提供を受けた支援機関には法律で守秘義務が課され、目的外に利用することはありません。

Q：情報提供する支援機関を選べますか？

- 情報提供先を選択することはできません。

Q：登録情報を変更したいときはどうしますか？

- 届け出た連絡先などの登録情報が変更されたときは、変更内容を町に届け出てください。
- また、転出や入院などにより登録対象ではなくなったときも、町に連絡をお願いします。